

三陸の海を放射能から守る

岩手の会

ミニコミ通信 第40号

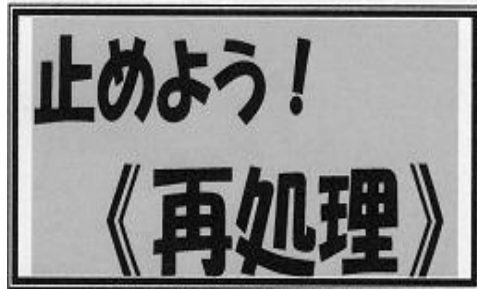
http://homepage3.nifty.com/gatayann/env.htm

《岩手の環境/R I 廃棄物/再処理》

* 署名用紙はここにありますが

http://briefcase.yahoo.co.jp/k_imag

《まった再処理分庫》



2007 (平成19) 年

7月11日

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX

019-623-1636

郵便振替

02240-5-102650

宮古・重茂漁協

再処理工場の稼働に反対する決議採択 生活クラブ生協と連携し署名運動開始



宮古・重茂漁業協同組合

六ヶ所村核燃料再処理工場の稼働に反対する決議

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場が完成し、年内に本格稼働すると云われております。日本原燃は「廃液は大量の海水で希釈される」などと安全を強調し、また、経済産業省の原子力安全・保安院も計画を認めております。しかし、住民や漁業者に対して、具体的な説明もなく、本格稼働に踏み切ろうとしており、我々漁業者としては、放射性物質を含む廃液が青森県沿岸の太平洋に放出されることから、海洋汚染や水産物への影響が懸念されます。また、消費者からは、食の安全と健康への影響を心配する声があがっており、特に安全性が確認されたとしても、風評被害は免れず、重茂の漁業者にとっては、死活の問題であり、なんとしても運転を阻止する為、本總會において左記事項を決議し、実現に向けて行動するものであります。

一、六ヶ所村核燃料再処理工場の稼働に反対する一、行動計画

「海や大気中に放射性物質を放出させないため提携先である生活クラブ生活協同組合を中心とした関係団体と連携して反対運動を実施する」以上決議する。

平成十九年六月二十七日

重茂漁業協同組合

宮古市・重茂(おもえ)漁業協同組合(伊藤隆一組合長・組合員六〇四人)は、六月二十七日総会を開催し、日本原燃の六ヶ所再処理工場の稼働に反対する決議を採択し、署名運動を提起しました。

廃液は漁業者の死活問題

決議では、放射性物質を含む廃液が青森県から流されることは海洋汚染や水産物への影響、消費者の食の安全が心配され、風評被害も漁業者にとって死活問題であるとし、再処理工場の稼働に反対し、提携している生活クラブ生協を中心とする消費者団体と連携し運動を進めるとしています。

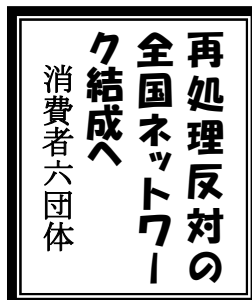
豊かな自然を放射能で汚さないで下さい

政府への署名を提起

また、重茂漁協は決議の「行動計画」に従って、総理大臣と経産大臣に宛てて「海に放射能を捨てないでください」、「放射能放出測定を行い、きちんと情報公開して下さい」という請願を提出するために、署名運動を開始することとしました。

同漁協では、「放射性物質の排出基準すらないのはおかしい」と消費者団体に訴え二〇〇万人規模の署名を集め政府に提出するとしています。重茂漁協は、合成洗剤不使用運動など海を守る運動を

続け、きれいな三陸の海でとれたワカメ、ウニなどの主力海産物で生活クラブ生協(事務局・東京都、会員二十九万六千人)などと取引がなされており、今回の署名運動については、生協側から連携の意向が示されています。三陸の海産物を守るために、三陸の漁業者と全国の消費者の協力した運動が大きく前進する運びとなりました。



六月に青森市で開催された「止めよう再処理、全国市民集会」で明らかになったところによると、日消連、大地を守る会、生活クラブ生協、グリーンコープ連合、生活協同組合連合会ら、生活協同組合アイコープ宮城の六消費者団体は、再処理反対のネットワークをつくり、七月二十八日発足を東京で開催するといわれます。さらに地元生産者消費者集会を八月二五日青森で開催する計画です。

「放射能を一般原発並みに抑えよ」「放射能除去装置をつけよ」 岩手の会から岩手県議会へ請願書提出 環境福祉委員会・継続審議へ



渡辺幸貴議長に「請願書」を渡す岩手の会代表

岩手の会の永田世話人ら代表四人が、六月二六日岩手県議会を訪れ、渡辺幸貴議長に六ヶ所再処理工場の「放射性廃棄物を一般原発並みに抑えること」「放射能除去装置をつけること」とする請願書を手渡ししました。この請願は七月二日、環境福祉委員会で審査されましたが、八月七日開催予定の同委員会で、請願者側参考人の意見も聴いた上、九月議会で判断するとして継続審議となりました。

民主・自民の両政調 会長の紹介で提出

六月二六日渡辺議長に提出した請願は、民主党関根敏伸、自民党嵯峨竜朗両政調会長の紹介で提出されました。

環境福祉委員会は、統一地方選後の新しいメンバーとなり、一人を除いて入れ替わりしました。

七月二日の同委員会には岩手の会から九人が詰めかけ、交代で六人が傍聴しました。

請願者側の参考人招致

審議はまず、県環境生活部からの、二月議会で「審議未了」の経緯の説明がありました。さらに、前議会でも出された「国・保安院の見解」と四月に岩手県沿岸部に新聞折り込みで配布された「日本原燃のチラシ」が資料として配布され説明がありました。

このあと、委員から質問や意見がありました。まず、及川幸子委員（民主・県民）から「岩手県として住民の安全のための取り組みはどうか」という質問があり、三浦陽子委員（同）からは「どうして放射能を海に流すのか。食の安全は内部被曝の問題を抜きにして考えられない。」との意見が出されました。これに対する環境生活部の説明は、再処理は国の専管事項であるとして、もっぱら保安院の見解や日本原燃チラシ資料の解説に終止しました。

及川あつし委員（無所属）から「あまり軽々な判断は出来ない。継続審議とし、請願者の意見も聞かなければならない」という趣旨の発言があり、さらに高橋博之委員（政和・社民）からは、「安全とする国側や原燃の説

明は十分聞いたが、例えば、二〇〇五年七月の岩手日報には「放射能は低線量でも危険」という記事が載っている。一一月には、原発基準の約一四〇〇倍のトリチウムが流されたという。県として腰を据えて、関連資料を集める担当部署を置くなどの方策が必要である。委員が充分学習してから結論を出すべきだ」と語りました。

しかし、新委員会としては、請願者側の参考人の招致を決め認識を深めてから判断するとなりました。主体的に取り組もうとす

日本原燃に 再質問書発送 七月二日

青森・岩手・宮城の再処理工場の停止を求める十二市民団体は、七月二日、日本原燃に、二二項目からなる再質問書を郵送とファクスで送付しました。これは、六月二二日六ヶ所村の日本原燃PRセンターに向向いの青森・岩手・宮城の市民団体の要請交渉で、日本原燃が回答できなかった事項や疑問点をまとめたものです。

内容は、放射能除去装置に関して「何故青森県議会提出資料にあつたのに消えたのか」や、「トリチウムのレーザによる除去技術への見解」、「放出クリプトン、トリチウムの安全とする根拠」、さらに六月十二日訂正のプルトニウム検出の評価と訂正の経緯、そのプルトニウムは六ヶ所工場起源ではないか、海洋放出放射能拡散状況の調査結果など、住民の安全にとつて緊急な事項ばかりであり、七月三十一日の回答期限を付しました。

五月の放射能廃液 放出月例報告発表

日本原燃は六月二八日、五月の放射能廃液放出を発表しました。

それによると五月の放出日は二四日と二五日の二回で、トリチウムが四兆七千億ベクレルでした。ヨウ素その他はND（検出限界以下）とされています。

国への要請岩手の会 署名、ますます頑 張ります！ 「放射能を出すな。 除去装置をつけよ」 現在の集約数 二万六千筆

〇七・七・十 現在